二　多様なメディアを高度に利用して行う授業の場合

1　授業科目別に講師を配置し、設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を行うものであること。

2　授業科目別に受講者の修得状況を確認するための中間試験を実施するものであること。

3　受講者の学習履歴や進ちょく状況などを管理し、進ちょく状況が良好でない受講者に対して指導を行うものであること。

4　受講者による授業に利用するメディアへの接続が集中した場合においても学習活動に支障を来すことがないよう、当該メディアの利用状況を管理するものであること。

5　授業科目別の授業要領は、前項第四号に掲げるところによること（授業時間数を除く。）。

**○総務省告示第三百四十六号**

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第二十七条第十一号の規定に基づき、電気通信主任技術者の養成課程の終了の際に行う試験の実施方法について、次のとおり定める。

なお、昭和六十年郵政省告示第二百三十三号（電気通信主任技術者養成課程の終了の際に行う試験の実施方法を定める件）は、廃止する。

平成二十一年六月三十日

総務大臣　佐藤　勉

一　実施者の心得

試験は、厳格かつ公正に実施しなければならないものとする。

二　受験資格

試験を受けることができる者は、その養成課程の認定に係る所定の授業科目の授業を修了した者とする。

三　試験の方法

1　面接等授業の場合の試験について

㈠　試験は、授業科目別に行うこと。なお、電気通信主任技術者規則第二十七条第六号の規定により総務大臣が特に他の授業時間によることが適当と認めた場合であって、一部の授業科目についてその授業時間の全部を減じたときは、当該授業科目については試験を行わないものとする。

㈡　試験は筆記により行うものとする。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、他の方法によることができるものとする。

㈢　試験の問題は、内容が明確であり、かつ、試験時間に照らし妥当なものであること。また、問題相互間の内容の重複がなく、かつ、調和のとれたものであること。

㈣　試験の問題数及び試験時間は、別記第一及び別記第二に掲げるところによること。

㈤　試験は、科目ごとにその満点を百点とし、問題ごとにその配点をなるべく均等にすること。

2　メディアを利用して行う授業の場合の試験について

試験は、前号㈠及び㈢から㈤までに規定するもののほか、次に掲げるものであること。ただし、試験時間については、この規定によらないことができることとする。

㈠　本人確認を特に厳格に行うものであること。

㈡　試験は電子計算機に解答を入力する方法により行うものとする。

㈢　試験の実施に当たっては、受験者間に十分な間隔を設けるとともに、隣接する受験者との間に仕切りを設けるなどにより、他の受験者から試験の実施内容が見えないように措置が講じられているものであること。

㈣　受験に用いる電子計算機その他の電子機器を用いて外部情報に接続することができないよう措置が講じられているものであること。

㈤　受験に用いる電子計算機の故障対応、電子計算機の操作方法の説明等に備え、直ちに技術的援助がされるものであること。

㈥　試験のたびごとにすべての問題が新たに作成される場合を除いては、既に実施された試験問題から出題される試験問題が特定されることのないよう、以下の措置が講じられるものであること。

ア　受験者が試験問題を持ち帰ることができないこと。

イ　別記第一及び別記第二において定める試験の問題数を相当数上回る試験問題をあらかじめ用意するとともに、ソフトウェアによる試験問題の無作為選択及び出題順序の並び替えが行われるものであること。

四　合格の基準

科目別に試験の合格点は、六十点以上とする。

**別記第一**　伝送交換主任技術者養成課程の終了の際に行う試験

1　電気通信システム

(1)　問題数

| 区分 | | 問題数 |
|---|---|---|
| 電気通信工学の基礎 | 電気工学の基礎<br>通信工学の基礎 | 一 |
| 電気通信システムの大要 | 電気通信システムの基礎理論 | 一 |
| | 電気通信システムの構成 | 一 |

(2)　試験時間は、八十分とする。

2　専門的能力

(1)　問題数（伝送、交換、無線、データ通信又は通信電力から選択するものとする。）

| 区分 | | 問題数 |
|---|---|---|
| 伝送 | 伝送設備 | 二 |
| | 設計方法 | 一 |
| 交換 | 交換設備 | 二 |
| | 設計方法 | 一 |
| 無線 | 無線設備 | 二 |
| | 設計方法 | 一 |
| データ通信 | データ通信設備 | 二 |
| | 設計方法 | 一 |
| 通信電力 | 通信電力設備 | 二 |
| | 設計方法 | 一 |

(2)　試験時間は、百分とする。